



会社のセン労組合員数把握の疑惑 協約未締結組合の有価証券報告書掲載の問題点②

会社は、一方的な判断で、J R 東海労組合員が職場で1人になったとして組合掲示板を強制撤去してきました。本部や各地本は、「職場の組合員は1人ではない。手集めで組合費を集めている人もいる」と抗議してきました。

会社に組合員の氏名を伝える必要は全くありません。しかし、会社はこの間「24協定以外に所属組合は確定しない」との見解を押し付けて、組合活動を弾圧してきました。今回のセン労組合員の確定は、会社自らが「24協定」を根拠とする見解を転換したことになります。

また、会社を退職してもJ R 東海労組合員として所属し、会社との交渉の場に出席している組合員がいますが、これは会社がJ R 東海労組合員と認めている証左です。24協定での判断と矛盾しています。組合員かどうかの判断は、会社が行うことではなく、労働組合が行うことです。会社は、組合員数によって、団体交渉をはじめとする労使協議の委員数を慣行として決めています。会社の恣意的判断で組合員数を決めるのではなく、労働組合からの申告により組合員数を決めるべきです。

セン労は、会社に組合員氏名を通告する必要が無いにもかかわらず、自ら組合員氏名（個人情報）を提供しました。労働組合の質として問われます。一方会社は、本人から24チェックオフの停止が申告されたとしても、個人情報は総務で止めるべきであり、人事・勤労にまで伝える必要はありません。会社の個人情報管理に疑問を持たざるを得ません。